

○四国中央市水道事業給水条例

平成16年 4月 1日

条例第176号

改正 平成17年 3月30日 条例第25号
平成18年 6月23日 条例第39号
平成19年 3月28日 条例第29号
平成21年12月22日 条例第41号
平成23年 3月24日 条例第12号
平成25年12月24日 条例第35号
平成27年 3月26日 条例第16号
平成28年 3月28日 条例第12号
平成28年12月26日 条例第33号
令和元年 6月27日 条例第 1号
令和元年 9月26日 条例第21号
令和 2年 3月23日 条例第16号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第14条)
- 第3章 給水(第15条—第24条)
- 第4章 料金及び手数料(第25条—第35条)
- 第5章 管理(第36条—第39条)
- 第6章 貯水槽水道(第40条・第41条)
- 第7章 補則(第42条—第44条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)その他法令に定めるもののほか、市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、四国中央市水道事業等の設置等に関する条例(平成16年四国中央市条例第174号)第3条第2項の表に定めるところによる。

(平23条例12・一部改正)

(定義)

第3条 この条例において「管理者」とは、水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

2 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(平21条例41・平23条例12・一部改正)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平23条例12・一部改正)

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造又は修繕に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は修繕する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

2 前項により、公道内に布設した給水装置の所有権は市に帰属する。

(平23条例12・一部改正)

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(平23条例12・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平23条例12・一部改正)

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労務費

(3) 道路復旧費

(4) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(平23条例12・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(平23条例12・一部改正)

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認める工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(平23条例12・一部改正)

(工事費未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定期間内に納入しないときは、

管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(平23条例12・一部改正)

(附帯工事の施行)

第13条 管理者が施行する給水装置の工事のため、建造物その他の復旧を要する場合は、工事申込者において施行するものとする。

(平23条例12・一部改正)

(工事の申込みに応じない場合)

第14条 配水管の布設がない場所その他やむを得ない場合においては、給水装置の工事の申込みに応じない場合がある。ただし、工事申込者が当該給水装置の工事費のほか、所要経費を負担するときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(平23条例12・一部改正)

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

- 2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(平23条例12・一部改正)

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(平23条例12・一部改正)

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の水道使用者等は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを滅失又は損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(平23条例12・一部改正)

(水道の使用開始、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始するとき。
 - (2) 水道の使用(第1種専用栓家事用に限る。)を休止するとき。
 - (3) 水道の使用を廃止するとき。
 - (4) 水道料金(以下「料金」という。)の異なる2種以上の用途に使用するとき。
 - (5) 用途を変更するとき。
 - (6) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(平21条例41・平23条例12・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な注意をもって、水を汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平23条例12・一部改正)

(給水の濫用等)

第23条 水道使用者等は、給水を濫用し、又は他に分与し、若しくは販売してはならない。

ただし、船舶給水のため、あらかじめ管理者の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。

(平23条例12・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平23条例12・一部改正)

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 料金は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表第1により算定した基本料金と超過料金の合計額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 休止期間の料金は、1月1栓につき260円とする。

3 種別及び用途別の適用基準については、管理者が別に定める。

(平19条例29・平21条例41・平23条例12・令元条例1・一部改正)

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。)

にメーターの点検を行い、その日の属する月の翌月分として算定する。ただし、やむを得

ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(平23条例12・一部改正)

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(平23条例12・一部改正)

(多用途に使用する料金の算定)

第29条 専用給水装置(工場用及び湯屋用を除く。)で1戸若しくは1箇所又は共用給水装置で2戸若しくは2箇所以上が1のメーターにより料金の異なる2種以上の用途に混用する場合は、料金の高い方により算定する。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止したとき、又は第37条及び第38条各号により給水を停止されたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以下及び使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。
- (2) 使用日数が15日を超えるとき又は使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した額とする。

2 第15条第1項により給水の制限又は停止をすることがあっても、料金は、減額しない。ただし、給水を停止した日数が連続15日を超えたときは、日割計算をもって算定することができる。

(平21条例41・一部改正)

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書により直接納付又は口座振替若しくは自動払込の方法により毎月徴収する。

2 水道の使用を廃止したとき又は第37条及び第38条各号により給水を停止されたときの料金は、その都度徴収する。

(平18条例39・一部改正)

(手数料)

第32条 手数料は、別表第2のとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の事由があると認める申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(平23条例12・一部改正)

(加入金)

第33条 加入金は、別表第3に定める額とし、給水装置の新設及びメーターの増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。

2 加入金は、給水工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認める申込者からは、申込み後、徴収することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし当該工事が完了しないときは、この限りでない。

(平17条例25・平19条例29・平23条例12・平25条例35・平27条例16・一部改正)

(特別な場合における加入金)

第34条 共用給水装置の加入金は、各戸(箇所)の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸(箇所)に設置されたものとみなして各戸(箇所)ごとに計算した額の合計額とする。

(料金、手数料、加入金等の減免)

第35条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(平23条例12・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(平23条例12・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水

を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平23条例12・令元条例21・一部改正)

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第9条の工事費、第22条第2項に規定する修繕費、第26条の料金、第32条の手数料又は第33条の加入金を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第28条に規定する使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(平23条例12・一部改正)

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用廃止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(平23条例12・一部改正)

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平23条例12・一部改正)

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平23条例12・一部改正)

(過料)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項に規定するメーターの設置、第28条に規定する使用水量の計量、第36条に規定する検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の給水を濫用し、又は他に分与し、若しくは管理者の許可を受けないで販売した者
- (5) 第26条の料金、第32条の手数料又は第33条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規定若しくは指示に違反した者

(平23条例12・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

第44条 市長は、詐欺その他不正の行為により第26条の料金、第32条の手数料又は第33条の加入金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(有効期間の特例)

- 2 この条例第33条第1項ただし書の規定は、別表第4に定める適用日から起算して10年を経過した日にその効力を失う。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、解散前の銅山川上水道企業

団給水条例(平成10年銅山川上水道企業団条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月30日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(有効期間の特例)

- 2 この条例による改正後の第33条第1項ただし書の規定中三角寺地区加圧設備に係る部分は、この条例の施行の日から起算して10年を経過した日にその効力を失う。

附 則(平成18年6月23日条例第39号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第26条第1項の規定は、平成19年5月の検針に係る料金から適用し、平成19年4月までの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月22日条例第41号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第35号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条中四国中央市水道事業給水条例第33条第1項の改正規定(同項ただし書中「切山地区加圧設備及び」を削り、及び「別表第4に定める額」を「442,800円」に改める部分を除く。)、第5条中四国中央市簡易水道事業等給水条例第6条第1項の改正規定並びに第6条中四国中央市ケーブルネットワーク施設条例第7条第1項及び第16条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第4条 第3条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例(以下この条において「新条例」という。)第33条第1項ただし書の規定は、施行日以後の新規給水工事申込みに係る

加算金について適用し、施行日前の新規給水工事申込みに係る加算金については、なお従前の例による。

- 2 新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 新条例別表第3の規定は、施行日以後の給水工事申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第33条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の三角寺地区加圧設備に係る給水区域からの新規給水工事申込みについて適用し、施行日前までの三角寺地区加圧設備に係る給水区域からの新規給水工事申込みについては、なお従前の例による。
 - 3 この条例による改正後の別表第1第2項の規定は、施行日前から継続して供給している水道の使用に係る料金については、平成27年5月の検針に係る料金から適用し、同月前までの検針に係る料金については、なお従前の例による。
 - 4 この条例による改正後の別表第3第2項の規定は、施行日以後の給水装置の新設の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月28日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1第2項の規定は、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用に係る料金については、平成28年5月の検針に係る料金から適用し、同月前までの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月26日条例第33号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正による経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例(以下この条において「新条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用に係る料金については、平成29年5月の検針に係る料金から適用し、同月前までの検針に係る料金については、なお従前の例による。

- 2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3の規定は、施行日以後の給水装置の新設又はメーターの増径の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設又はメーターの増径の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月27日条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例(以下この条において「新条例」という。)別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

- 2 新条例別表第3の規定は、施行日以後の給水装置の新設及びメーターの増径工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設及びメーターの増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月26日条例第21号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第26条関係)

(平19条例29・全改、平23条例12・平25条例35・平27条例16・平28条例12・平28条例33・令元条例1・令2条例16・一部改正)

1 四国中央市水道事業水道料金

種別	用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
第一種 専用栓	家事用	10立方メートルまで	1,496円	10立方メートルを超え	181円
				20立方メートルまで	
				20立方メートルを超え	220円
				50立方メートルまで	
	業務用	10立方メートルまで	1,870円	10立方メートルを超え	220円
				20立方メートルまで	
				20立方メートルを超え	242円
40立方メートルまで					
41立方メートル以上	266円				
湯屋用	100立方メートルまで	14,960円	101立方メートル以上	209円	
第二種 特別栓	臨時用	1立方メートルまで	319円	2立方メートル以上	319円
	船舶用	10立方メートルまで	3,190円	11立方メートル以上	319円
	プール用	10立方メートルまで	1,870円	11立方メートル以上	220円
第三種 消火栓	演習火災	無料			

2 四国中央市土居地域水道事業水道料金

種別	用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
第一種 専用栓	家事用	10立方メートルまで	880円	10立方メートルを超え	110円
				20立方メートルまで	
				20立方メートルを超え	133円
				50立方メートルまで	
	51立方メートル以上	146円			
業務用	10立方メートルまで	1,320円	10立方メートルを超え	143円	
			20立方メートルまで		

					20立方メートルを超え 40立方メートルまで	157円
					41立方メートル以上	172円
		湯屋用	100立方メートルまで	14,960円	101立方メートル以上	209円
第二種	特別栓	臨時用	1立方メートルまで	319円	2立方メートル以上	319円
		船舶用	10立方メートルまで	3,190円	11立方メートル以上	319円
		プール用	10立方メートルまで	1,870円	11立方メートル以上	220円
第三種	消火栓	演習火災	無料			

別表第2(第32条関係)

(平23条例12・平28条例33・令元条例21・令2条例16・一部改正)

四国中央市水道事業及び四国中央市土居地域水道事業手数料

種類	種別	金額
設計審査・しゅん工 検査手数料	給水管の最大口径が25ミリメートル以下のもの 1件につき	3,000円
	給水管の最大口径が40ミリメートル以上のもの 1件につき	5,000円
書類作成手数料	給水装置工事国道占用書類 1件につき	5,000円
	給水装置工事県道占用書類 1件につき	3,000円
指定手数料	指定給水装置工事事業者 1件につき	10,000円
指定更新手数料	指定給水装置工事事業者 1件につき	8,000円
再交付手数料	指定給水装置工事事業者証 1件につき	3,000円
諸証明手数料	1件につき	200円

別表第3(第33条関係)

(平19条例29・全改、平23条例12・平25条例35・平27条例16・平28条例12・平28条例33・令元条例1・令2条例16・一部改正)

四国中央市水道事業及び四国中央市土居地域水道事業加入金

メーターの口径	金額
13ミリメートル	55,000円
20ミリメートル	66,000円
25ミリメートル	143,000円
40ミリメートル	440,000円

50ミリメートル	990,000円
75ミリメートル	1,650,000円
100ミリメートル	3,300,000円
150ミリメートル	管理者が別に定める額